

【監査対象課名 政策調整室】

(監査実施日：平成27年10月30日)

指摘事項	(1)平成26年度「出納室保管財務会計関係書」について、他簿冊に綴るべき文書が混在していたので、文書管理規程に則した簿冊の作成をされたい。 (2)津山私学教育振興事業補助金については、補助金の残額が生じているにもかかわらず精算をしていなかったため、実績報告の確認を徹底されたい。
措置等の内容	(1)文書それぞれを登録している簿冊へ綴じ整理した。 (2)平成27年度については残額が生じないよう補助金執行を行った。

【監査対象課名 総務課】

(監査実施日：平成27年10月19日)

指摘事項	(1)備品台帳に、公印「様式6の3津山市長之印」、「様式29津山市総務部長之印」の記載がなかったため、記載するよう改められたい。
措置等の内容	(1)様式6の3及び様式29について、備品台帳に記載した。

【監査対象課名 人事課】

(監査実施日：平成27年10月19日)

指摘事項	(1)前渡資金の精算が1カ月を超えていた事例があった。規則に定められた日数以内の事務処理を徹底されたい。 (2)1件が20万円を超える収入の調定については部長の専決事項とされているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものが4件あった。事務決裁規程に基づいた事務処理を行われたい。
措置等の内容	(1)資金前渡する時点で、前渡先担当者に対して、精算に必要な事務手順(領収書の必須要件や精算期限等)を通知し、期限内事務処理の徹底を図った。 (2)1件が20万円を超える収入の調定は、すべて部長決裁とするようにした。

【監査対象課名 情報政策課】

(監査実施日：平成27年10月19日)

指摘事項	(1)地図情報係の現金領収書の交付者氏名は、実際に現金を受領した現金(分任)出納員とするよう改められたい。
措置等の内容	(1)監査実施日以後に交付する現金領収書の交付者氏名については、実際に現金を受領した現金(分任)出納員(係長・主任・嘱託職員)とするよう改めたところである。

【監査対象課名 人権啓発課】 (監査実施日：平成27年10月19日)

指摘事項	(1)生活改善資金貸付金及び低所得者生業資金貸付金の債権回収については、今後とも、債権管理方針の決定及び事務処理指針の策定などを定め、全庁的な方針を待つばかりでなく所管課として収入未済額の解消に向け努力されたい。
措置等の内容	(1)債権回収については、不明者の住所調査等債権事務処理方針を立て、督促を行い住所不明になって返送された対象者について、住所調査等を行い、督促状の送付を行いました。その結果、新たに支払いを開始した債務者が現れました。今後も、積極的に調査等を行い回収に努めます。

【監査対象課名 協働推進室】 (監査実施日：平成27年 8月10日)

指摘事項	(1)地域振興費で購入した郵便切手の受払簿がなかったので整備し管理されたい。また、リスクマネジメントの観点からも、受払簿の摘要に送付先や用件などを的確に記載するよう努められたい。 (2)文書管理について、サンタフェに関する事業の簿冊に公文書以外のものが綴られていたので文書管理規程に則した管理をされたい。
措置等の内容	(1)指摘事項については、購入後、直ちに使用した切手について受払簿に記載がなかったものであり、その後については適正に記載、管理している。 (2)指摘事項について、サンタフェ友好協会事務局で、別途、『サンタフェ友好協会綴』を作成し、サンタフェ友好協会発行文書は事務局で当該綴に別途管理している。指摘のあったサンタフェ関係綴には、公文書のみを綴り適正に管理している。

【監査対象課名 加茂支所 市民生活課】 (監査実施日：平成27年 7月10日)

指摘事項	(1)「様式13市民課用津山市長之印」、「様式23訂正用宮地印」、「様式23の2訂正用大下印」、「様式24の3津山市」の公印については、管守者が支所市民生活課長となっているので、加茂支所市民生活課の備品として台帳に記載し管理されたい。 (2)奨学貸付金について、滞納繰越された収入未済分の繰越調定の時期が不適切であった。繰越された歳入がその年度の末日までに収入済とならなかったときは、速やかに翌年度に繰越すよう会計規則に則した手続きをされたい。また、引続き収入未済額の解消に努められたい。
措置等の内容	(1)指摘のあった4つの公印については、従前から加茂支所市民生活課で管理していたが、本庁市民課の備品登録となっていた。平成28年3月31日付けでこの公印を、市民課から加茂支所市民生活課の所管備品として所管替の措置を行い、引き続き加茂支所で管理している。

	(2) 奨学貸付金については、「入り調定」で収入していたが、平成27年度の滞納繰越分から会計規則に則した手続きを行い、平成28年度に繰越処理を行った。また、収入未済額の解消に向け、計画的に納付を促すよう滞納者と連絡を密にするよう心がけている。
--	---

【監査対象課名 加茂支所 産業建設課】 (監査実施日：平成27年 7月10日)

指摘事項	(1) 加茂堆肥製造施設管理運営業務委託について、対象となる経費が明確に区別されていないため確認ができなかった。委託費は委託契約に基づく対価的性格を有する経費であり、補助金のような助成的な性格のものではないので、委託業務を整理したうえで、当該事業に使用された経費を確認されたい。また、売り上げ収入は市の収入とすべきである。事業費で相殺することはできないので改められたい。 (2) 五輪原農用地貸地料について、回収の見込みのない債務者に対して漫然と督促を続けるだけでなく、法的整理等の検討をされたい。
措置等の内容	(1) 畜産振興への協力ということで、管理運営団体には相当の負担をかけている状況ではあるが、委託業務についての整理を行う。事業費での相殺については、実績報告から勘案すると委託費のみでの施設運営管理が不可能となることが懸念されることから、管理運営部分、営業努力部分を区分する方法や売上収入の特定財源充当など解決方法について、財政担当と事前に検討、協議を行いたい。 (2) 平成17年度と平成18年度の2件の滞納があるが、2人とも現住所を突きとめることが出来ず、行方不明のままであり、現時点では連絡の手段がない状況である。法律で定められた請求できる期間(10年)が平成18年度分が本年度で経過するため、この2件の債権放棄の手続きを検討する。

【監査対象課名 勝北支所 市民生活課】 (監査実施日：平成27年 7月 8日)

指摘事項	(1) 「様式13 市民課用津山市長之印」、「様式23 訂正用宮地印」、「様式23の2 訂正用大下印」、「様式24の3 津山市」の公印については、管守者が支所市民生活課長となっているので、勝北支所市民生活課の備品として台帳に記載し管理されたい。 (2) 損害賠償金について、回収の見込みのない債務者に対して漫然と督促を続けるだけでなく、法的整理等の検討をされたい。
措置等の内容	(1) 公印については、3月末に市民課より所管替えを行った。引き続き勝北支所市民生活課で管理を行っている。 (2) 債務者への損害賠償金の回収については、今後、法的措置等を視野に入

	れながら弁護士に相談し、回収方法の検討を行う。
--	-------------------------

【監査対象課名 勝北支所 産業建設課】 (監査実施日：平成27年 7月 8日)

指摘事項	(1)「NO.4-1施設管理業務委託」等による側溝清掃、草刈りにかかる作業等の随意契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を理由としているが、第5号は本来災害時等の緊急の調達が必要で入札の期間が確保できない場合に適用する条項のため、単に事務処理が間に合わない等の理由で適用すべきではない。役務の提供に係る50万円以下の契約については地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用されたい。
措置等の内容	(1)今後、側溝清掃及び草刈作業等の施設管理業務委託にかかる随意契約理由の根拠として地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用することとし既に実施中です。

【監査対象課名 久米支所 市民生活課】 (監査実施日：平成27年 7月 8日)

指摘事項	(1)郵便切手の出納及び保管の状況を明らかにするための郵便切手受払簿がなかったので整備し管理されたい。また、リスクマネジメントの観点からも、受払簿の摘要に送付先や用件などを的確に記載するよう努められたい。 (2)「様式13市民課用津山市長之印」、「様式23訂正用宮地印」、「様式23の2訂正用大下印」、「様式24の3津山市」の公印については、管守者が支所市民生活課長となっているので、久米支所市民生活課の備品として台帳に記載し管理されたい。 (3)公有財産台帳について、財政課保管の台帳(正本)と突合したところ、久米コミュニティ広場と領家コミュニティ広場水路が漏れていたため整備されたい。
措置等の内容	(1)監査指摘後、切手受払簿を作成し、送付先用件を記載し管理している。 (2)備品登録の事務処理を行っている。 (3)台帳の整備を行った。

【監査対象課名 久米支所 産業建設課】 (監査実施日：平成27年 7月 8日)

指摘事項	(1)久米堆肥処理施設管理運營業務委託、梅の里加工施設管理運營業務委託について、対象となる経費が明確に区別されていないため確認ができなかった。委託費は委託契約に基づく対価的性格を有する経費であり、補助金のような助成的な性格のものではないので、委託業務を具体的に整理したうえで、当該事業に使用された経費を確認されたい。また、売り上げ収入
------	---

	<p>は市の収入とすべきである。事業費で相殺することはできないので改められたい。</p> <p>(2)「NO.5-1市道久米113号線維持管理業務委託」は仕様書が作成されていないかった。業務内容を明確にし、契約金額が50万円以上の業務委託にあたってはなるべく2者以上で見積を徴取するよう改善されたい。</p>
<p>措置等の内容</p>	<p>(1)畜産振興への協力ということで、管理運営団体には相当の負担をかけている状況ではあるが、委託業務についての整理を行う。</p> <p>事業費の相殺については、実績報告から勘案すると委託費のみでの施設運営管理が不可能となることが懸念されることから、管理運営部分、営業努力部分を区分する方法や売上収入の特定財源充当など解決方法について、財政担当と事前に検討、協議を行いたい。(なお、梅の里加工施設については、平成28年度より委託契約を廃止した。)</p> <p>(2)平成28年度委託分より仕様書を作成する。現在委託している業者は、業務に精通しており、また、契約額も安価であり、他に委託可能な業者・団体が無いため、見積を徴収出来ない。</p>